

# 入札説明書

「令和4年度 京浜臨海部立地企業動向調査」業務委託

京浜臨海部再編整備協議会事務局

(神奈川県政策局自治振興部地域政策課)

この入札説明書は、本入札に係る公告及び次に掲げる法令のほか、この入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）
- (3) 神奈川県財務規則（昭和 29 年神奈川県規則第 5 号）
- (4) 競争入札の参加者の資格に関する規則（昭和 40 年神奈川県規則第 106 号。以下「資格規則」という。）

## 1 調達内容

- (1) 業務名  
「令和 4 年度 京浜臨海部立地企業動向調査」業務委託
- (2) 業務内容及び契約の条件等  
別紙仕様書及び契約書（案）のとおり
- (3) 履行期間  
契約締結日から令和 5 年 2 月 28 日（火）まで
- (4) 履行場所  
神奈川県庁（横浜市中区日本大通 1）ほか

## 2 入札参加者に求められる資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 実務経験年数が 10 年以上あること。
- (3) 平成 29 年度から令和 3 年度までにおいて、700 件以上のデータを扱う市場調査・都市計画・企業誘致・意向調査のいずれかに関する調査実績を 10 件以上有すること。
- (4) (3) の調査実績のうち、1 つ以上は官公庁の実績を有すること。
- (5) 神奈川県入札参加資格者名簿（物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等）に営業種目として「調査業務委託」に登録されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されている者であること。
- (6) 神奈川県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (7) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。

## 3 入札に関する事務を担当する所属

郵便番号 231-8588

所在地 横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁本庁舎 5 階

機関名 京浜臨海部再編整備協議会事務局

（神奈川県政策局自治振興部地域政策課調整グループ）

担当：庄崎 賀絵

電話番号 (045)210-1111 内線 3257

#### 4 入札参加者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請期限までに、2に掲げる入札参加資格を確認するための資料（前提条件等届出書、以下「提出書類」という。）を京浜臨海部再編整備協議会事務局<keihin.63@pref.kanagawa.lg.jp>にメールしてください。

確認申請の結果については、所定の期限までに競争参加資格確認通知書により通知します。

#### 5 入札参加資格がないとされた者の説明要求

入札参加資格がないとする旨の通知を受理した者で、その理由に不服がある者は、通知日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始を除く。（以下「閉庁日を除く。」という。））に3の事務を担当する所属に対し、説明を求めることができます。説明要求に対しては、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して5日以内（閉庁日を除く。）に回答します。

#### 6 入札日程

##### (1) 競争参加資格確認申請期限

令和4年5月27日（金）正午

##### (2) 競争参加資格確認通知日

令和4年5月30日（月）午後3時00分

##### (3) 仕様書等に関する質問及び回答

質問期限 令和4年5月23日（月）午後5時00分

仕様書等に質問がある場合は京浜臨海部再編整備協議会事務局<keihin.63@pref.kanagawa.lg.jp>へメールで問合せください。質問に対する回答については、令和4年5月25日（水）から「京浜臨海部再編整備協議会ホームページ」で閲覧に供します。再質問は認められません。

##### (4) 入札及び開札の日時及び場所

###### ア 日時

令和4年6月3日（金）

受付開始時刻 午前10時

受付締切時刻 午前10時30分

入札開始時刻 午前10時30分

開札開始時刻 入札書を入札箱に投函後、直ちに開札

###### イ 場所

日経横浜支局ビル2階会議室

（住所 横浜市中区本町1丁目2 日経横浜支局ビル）

###### ウ 入札当日の持ち物

入札書（代理出席の場合は委任状も併せて必要）

競争参加資格確認通知書

身分証明書（運転免許証等、写真付きのもの）

筆記用具

## エ その他

- (ア) 本人以外の者が入札書を提出する場合は、委任状が必要となります。使者及び郵送による入札書の提出はできません。
- (イ) 入札会場への入室は、申請者又はその代理人（複数代理人（二以上の段階にわたり複代理人として選任されたもの）を含む。）の方のみとさせていただきます。
- (ウ) 提出書類への押印は省略できますが、記載内容に誤字脱字がないことを必ず確認してください。なお、押印がある書類は引き続き有効な書類として取り扱います。この場合、提出書類に使用する印は一連の過程で同一のものとし、代表者にあつては本人印、代理人にあつては委任状の受任者使用印欄に押印された印でなければなりません。
- (エ) 入札参加者の本人確認をするので社員証や運転免許証等、身分を証明できるものを必ず持参すること。確認ができない場合は、入札参加を認めない。
- (オ) 提出した入札書は、理由の如何を問わず、書き換え、引き換え又は撤回することはできません。
- (カ) 入札書は、折って入札箱に投函してください。

## 7 その他

### (1) 入札保証金

免除します。

### (2) 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってははいけません。

また、公正に入札を執行できないと認められるとき、又はそのおそれがあるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止め、若しくはくじ引きにより入札参加者を決定することがあります。

### (3) 入札に関し要する費用

入札参加者が本件入札に関して要する費用については、当該入札参加者の負担とします。

### (4) 入札書の記載に関する金額

入札参加者は、消費税及び地方税法に基づき、課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札金額としてください。落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とします。

### (5) 代理人による入札

ア 代理人により入札する場合は、委任状を提出しなければなりません。

イ 代理人に複代理人を選任する権限を委任する場合は、どの段階まで認めるかを委任状において明確にしてください。なお、どの段階まで認めるか明確な記載がない場合は、二以上の段階にわたり複代理人として選任された者を含むものとみなします。

ウ 複代理人が入札する場合は、前記の委任状のほかに代理人から複代理人への委任状も必要となります。

(6) 再度の入札

ア 落札者がいない場合は、入札参加者を対象として再度の入札を行います。

イ 再度の入札を含めて、当日の入札は2回までとします。なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となったものは再度の入札に参加することはできません。

ウ 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、入札を打ち切ります。

(7) 無効な入札等

ア 次のいずれかに該当する入札は無効とします。

(ア) 入札に参加することができない者がした入札

(イ) 入札書の記載事項は不明な入札、入札書に申請又はその代理人（復代理人）の記名のない入札。

(ウ) 金額欄に金額の記載のないもの、金額が読み取れないもの、金額が訂正してあるものなど、入札金額が不明な入札書を提出した入札

(エ) 条件を付した入札書を提出した入札

(オ) 1人2通以上の入札書を提出した入札

(カ) 1人で他人の代理も兼ねて参加した者又は1人で2人以上の代理をした者の入札

(キ) 委任状を提出しない代理人（復代理人（二以上の段階にわたり複代理人として選任された者を含む））のした入札

(ク) 公正な競争を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者の入札

(ケ) 申請者、代理人（復代理人（二以上の段階にわたり複代理人として選任された者を含む））及び法人役員が暴力団等に該当する者の入札

(コ) 前各号に定めるもののほか、この説明書に規定する入札に関する条項に違反した者の入札

イ 失格

入札開始時に入札会場に本人または代理人（復代理人）が不在の場合は、失格とします。失格となった者は、再度の入札に参加できません。

(8) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出したもののうち、予定価格内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。当該価格の入札者が複数ある場合は、「くじ」により落札者を決定します。この場合、くじを辞退することはできません。

(9) 契約書の作成

ア 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要します。なお、契約の締結に要する費用は、落札者の負担とします。

イ 契約条項は、別紙契約書（案）のとおりです。

ウ 落札者は、落札決定の日から速やかに京浜臨海部再編整備協議会事務局で作成した契約書を受領し押印のうえ3に記載の入札に関する事務を担当する所属まで直接持参するか郵送で提出してください。

エ 落札者が契約を締結しない場合には、当該効力を失います。ただし、落札者の責によ

るものでない場合は、この限りではありません。

- (10) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (11) 落札者が契約締結までの間に地方自治法施行令第 167 条の 4、若しくは第 167 条の 11 の規定に基づく指名競争入札の参加者の資格の制限を受けた場合又は神奈川県指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止処分を受けた場合には、契約を締結しません。
- (12) 京浜臨海部再編整備協議会では、契約に係る予算執行の適正を期するために必要があると認めた場合は、契約の相手方の当該契約に係る処理の状況について調査を行うことにしています。このため、本入札を落札し契約する場合には取り交わす契約書には、次の条文を設けています。

(業者調査への協力)

第〇条 発注者が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

- 2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する発注者の会計年度から 6 会計年度の間は、同様とする。

- (13) この入札についての問い合わせ先  
京浜臨海部再編整備協議会事務局  
(神奈川県政策局自治振興部地域政策課調整グループ)  
神奈川県庁本庁舎 5 階  
電話 (045) 210-3255